

バスケットボールデイ開催業務委託
に係るプロポーザル（簡易型）実施要領

※本公募は、予算成立を前提とした事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じる事業です。そのため、市議会において予算案が否決された場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1. 業務概要

(1) 業務の目的

沖縄アリーナにて FIBA バスケットボールワールドカップ 2023 が開催されたことをバスケットボールの日として受け継ぎ、「沖縄アリーナ」を広くブランディングし、バスケットボールの聖地を目指すとともに、バスケットボールの魅力にふれ親しめる機会を創出し、バスケットボールの振興を図ることを目的に「バスケットボールデイ」を実施する。

- | | |
|------------|----------------------------|
| (2) 業務名称 | バスケットボールデイ開催業務委託 |
| (3) 業務内容 | 別添「業務概要仕様書」に基づく |
| (4) 業務期間 | 契約日の翌日から令和7年11月28日まで |
| (5) 業務決定方法 | 公募型プロポーザル（簡易型）（企画提案書等書類審査） |
| (6) 提案書類 | 5. 参加申請書及び提案書類等の通り |

2. 提案上限額 4,262,000円（消費税を含む）以内とする。

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

3. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。

企業体として参加する場合は、構成員すべてが満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 公示日現在から委託契約候補者特定の日まで、沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成24年4月16日決裁）の規定による参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法第154号）、民事再生法（平成11年法第225号）等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法第75号）に基づく破産手続き開始の申し立て中又は破産手続き中でない者。
- (6) 過去 10 年以内に元請としての同種・類似業務実績を有すること。ここでいう同種・類似業務とは、公共又は商業施設に係る計画、設計業務、もしくはこれと類似する業務をいう。
※企業体として応募する場合は、構成員のいずれかが実績を有していること。
- (7) 参加しようとする者の所在地が日本国内にあること。
- (8) その他本業務を確実に遂行できること。

4. 日程

(1) 公募期間	令和7年6月12日(木)～令和7年6月26日(木) 正午まで
(2) 質問書の受付期間	令和7年6月18日(水) 正午まで
(3) 質問書に対する回答	令和7年6月20日(金) ※予定
(4) 申請書及び提案書類の受付期間	令和7年6月26日(木) 正午まで
(5) 第1次審査(書類審査)	令和7年6月26日(木) ※予定
(6) 第1次審査結果通知	令和7年6月27日(金) ※予定
(7) 選考委員からの質疑	令和7年6月30日(月) ※予定
(8) 質疑に対する回答	令和7年7月1日(火) ※予定
(9) 第2次審査(書面審査)	令和7年7月2日(水) ※予定
(10) 第2次審査の結果通知	令和7年7月3日(木) ※予定
(11) 契約締結予定	令和7年7月上旬

5. 参加申請書及び提案書類・提出部数

(1) 参加申請書類等 原本1部、副本1部

ア 参加申請書(様式第1号)

イ 会社概要(様式第2号)

ウ 業務実績(様式第3号)

※受託業務の内容を証明する契約書及び仕様書等の写しを添付すること

エ 総括責任者の資格・実績等(様式第4号)

※保有資格を証明する資格証等を添付すること。

オ 担当技術者調書(様式第5号)

※保有資格を証明する資格証等を添付すること。

カ 業務参考見積(A4用紙、書式自由)

キ 国税納税証明書(様式その3の3)

ク 滞納のない証明書等(所在の市区町村、企業体で応募の場合は構成員すべて提出)

(2) 企画提案書(任意様式) 原本1部、副本9部

下記のテーマについて、提案内容をまとめること。

ア 本業務についての取組方針

イ 業務スケジュール表

ウ 業務実施体制表

エ 業務概要仕様書の業務内容に沿った具体的な実施内容

オ その他本業務に関する提案

6. 参加申請書及び企画提案書の提出方法

(1) 提出方法：持参又は書留郵便で提出すること。(提出期限内必着)

ア 提出先：沖縄市役所 企画部 プロジェクト推進室 担当 與座、野原

所在地：〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

電話番号：098-939-1212（内線2431）

イ 受付期間：参加申請書及び提案書類…令和7年6月26日（木）※正午まで

7. 質問書の受付及び回答

プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、下記を参照。

(1) 提出期限：令和7年6月18日（水）正午まで

(2) 提出方法：質問書（様式第6号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出すること。

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しないものとする。

(3) 回答日：令和7年6月20日（金）※予定

(4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

※類似する質問に関しては併せて回答する場合もある。

(5) 提出先アドレス：a27project@city.okinawa.lg.jp

8. 審査方法

プロポーザルの審査は、本業務に関する評価委員会によって厳正に審査するものとし、審査方法は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された提案書類を下記(4)に示す評価基準及び配点に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、応募者多数の場合は、上位5者程度を選考するものとし、選考結果を書面によって通知する。なお、選考された者のみ、第2次審査を実施する旨通知する。

(2) 第2次審査（企画提案書による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し、企画提案書について、下記(4)で示す審査基準及び配点に基づいて評価委員会で審査し、第2次審査の点数が最も優れている提案者を選定する。

なお、評価委員から質疑がある場合は、質疑回答書も参考に第2次審査を行う。

評価委員からの質疑：令和7年6月30日（月）※予定

質疑に対する回答：令和7年7月1日（火）※予定

質疑及び回答方法：質疑及び回答書（様式第7号）に回答内容を簡潔にまとめて電子メールで提出すること

提出先アドレス：a27project@city.okinawa.lg.jp

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果について、書面により通知する。

②第2次審査

審査結果（選考結果）を書面により通知する。

※なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも、審査・評価を実施する。その場合は、一定水準（合計点数が満点の60%以上）の評価に達しない場合は、契約候補者として選定しない。

(4) 審査基準及び配点

選定に係る評価項目等は次のとおりとする。

①1 次審査

評価項目	評価事項	配点
基本事項（企業）	企業信頼度（資本金）	6
	企業信頼度（経営年数）	6
	業務実績（同種・類似業務）	6
基本事項（統括責任者）	経験年数	6
	業務実績（同種・類似業務）	6

②2 次審査

評価項目	評価事項	配点
実施体制及びスケジュール	役割分担及び業務スケジュールを明確に提示し、効果的かつ効率的な業務の実施に向けた体制及びスケジュールとなっているか。	10
バスケットボールの体験コンテンツ	バスケットボールの体験コンテンツについて具体的かつ効果的な提案となっているか。	25
装飾等会場設営	会場における装飾等について具体的かつ効果的な提案となっているか。	25
イベントの安全かつ円滑な運営	イベントの安全かつ円滑な運営について具体的かつ効果的な提案となっているか。	25
効果の測定	効果の測定方法について具体的かつ実現性のある提案となっているか。	15

9. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たさないもの
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (3) 企画提案書等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの
- (4) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの

10. 契約に関する事項

(1) 業務委託契約候補者の特定

沖縄市は、評価委員会が選定した者を、本業務委託契約に係る随意契約の候補者として特定する。ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と業務委託契約が締結できない場合には、次点者を候補者として再特定する。

- ① 候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ② 候補者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき
- ③ 候補者の見積徴収の結果、契約締結ができなかったとき
- ④ 候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑤ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、沖縄市の定める本業務委託契約に係る予定価格の範囲内とする。

(3) 業務委託契約内容及び実施条件

- ① 本業務の委託契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重し協議を行い進めていくものとする。
- ② 業務実施体制に記載した配置予定技術者については、特別の理由により市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

11. その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 沖縄市情報公開条例に基づき、提出書類の開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (6) 本業務の実施に当たり、沖縄アリーナの指定管理者からの意見聴取及び連携を図ること。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

12. 配布資料

市ホームページに、過年度に実施した計画策定及び各種調査結果等を公開する。